

第7回 新技術等効果評価委員会 議事録

第7回 新技術等効果評価委員会
議事次第

日 時：令和5年6月21日（水） 10：00～12：06

場 所：WEB会議による開催

（中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室を含む。）

議 事

- ・委員長互選
- ・新技術等実証計画の認定申請書について（1件）
- ・新技術等実証終了後のフォローアップ（2件）
- ・その他（事務連絡等）

出席者

【委員】

安念委員長、石井委員（～案件1）、大橋委員（～案件1）、小黒委員、落合委員（案件2、3を除く）、鬼頭委員、佐古委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員（～案件2）、増島委員

【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 三浦次長、岡田企画官
内閣府 大臣官房企画調整課 伊藤課長

案件1.

日本コカ・コーラ株式会社 中川氏、柴本氏
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 計良氏
消費者庁 依田審議官
消費者庁 食品表示企画課 清水課長
経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官
経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 田中課長
経済産業省 産業技術環境局 計量行政室 仁科室長
経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室 石井室長

案件2.

経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官
経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 小川企画官
経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 石井室長
法務省 民事局 笹井参事官

案件 3.

岐阜薬科大学 林氏、生木氏

厚生労働省 大臣官房 山本審議官

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課 太田薬事企画官

○岡田企画官 本日は御多忙の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第7回「新技術等効果評価委員会」を開催いたします。

進行につきましては、今期の委員長が選出されますまで、便宜上、私が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、今回、15名全ての委員が前期に引き続いて再任されておりますことを御報告いたします。委員の御紹介については、お手元に配付しております委員名簿に代えさせていただきますので、御了承ください。

それでは、議事に入ります。

まず、今期の委員長を選出していただく必要がございます。新技術等効果評価委員会令第5条第1項の規定により、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の互選について、御意見がありましたらお願いいたします。

○落合委員 委員の落合です。

前期に引き続いて安念先生が適切ではないかと思えます。前期も非常にすばらしい取り回しをしていただいたと思えます。

○岡田企画官 ありがとうございます。

それでは、ただいま、落合委員から、委員長に安念委員を推薦する旨の御意見がございましたけれども、皆様、いかがでございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田企画官 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますので、委員の互選によりまして、委員長には、前期同様、安念委員に御就任いただくことに決定いたしました。

それでは、議事進行を新委員長と交代いたします。御協力、ありがとうございました。安念委員長は委員長席まで御移動をお願いいたします。

(安念委員長、委員長席へ移動)

○安念委員長 御推薦をいただきまして委員長を仰せつかりました安念です。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き円滑な進行に努めてまいりたいと存じますので、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、まず、前回委員会の議事録についてお諮りした後に、認定申請書の提出がありました1件について審議を行い、その後、実証終了後のフォローアップを行います。その前に事務局より定足数の確認をお願いいたします。

○岡田企画官 本日は、情報通信機器を活用しながら、現在、11名に御出席いただいておりますので、会議を開き、議決することができます。現在御出席いただいている委員を読み上げます。安念委員、石井委員、大橋委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員、増島委員、以上でございます。

なお、委員の皆様から事前に申し出はございませんでしたが、現在、御出席の委員には、

申請について特別の利害関係を有するなど、委員会令第7条第4項に規定する「自己の利害に係る」委員はいらっしゃらないということによろしいでしょうか。

自己の利害に係る委員がいらっしゃらないことを確認いたしました。ありがとうございます。

次に、オンライン形式での開催に当たっての注意事項につきましては、あらかじめ御案内をしておりましたが、委員及び御出席の皆様におかれましては、御発言の際には、マイクミュートを解除して、お名前をおっしゃっていただいた上で御発言いただきますようお願いいたします。また、メッセージで御申告いただければ、委員長より指名するか、あるいは事務局による代読をさせていただきます。

また、接続不調時は、事務局の担当者へお電話またはチャットで御連絡いただきますようお願いいたします。

○安念委員長 それでは、まず、議事録についてお諮りいたします。

委員の皆様へ事前送付しております第6回新技術等効果評価委員会の議事録を後日公表したいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○安念委員長 では、御異議なしと認めます。ありがとうございます。そのように取り計らわせていただきます。

それでは、審議に入ります。

まず、自動販売機におけるラベルレスペットボトルの販売に関する実証について、申請者である日本コカ・コーラ株式会社様から5分程度で御説明をお願いいたします。

○中川氏 ありがとうございます。

日本コカ・コーラの中川と申します。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、早速ですが、本件につきまして御紹介させていただきたいと思っております。本件、タイトルは、先ほど御紹介いただきましたとおり「自動販売機によるラベルレスペットボトルの販売に関する実証」となっております。申請者は弊社、主務大臣は経済産業大臣並びに内閣総理大臣となっております。

日本におきましては、販売されております加工食品、ペットボトルを含む加工食品というものは、そのラベルもしくは外装、容器、包装上となっておりますけれども、こちらのほうに、法で求められた表示条件を全て表記することによって販売が認められております。一方、ラベルレス製品は、ラベル製品そのものには何も表示がないものですから、それを包む外装に公的な要件を表示することによって販売することが可能となっております。

今回の場合には、自動販売機をラベルレス製品の外装とみなしまして、自動販売機の外側に表示をすることによって、ラベルレス製品を自動販売機で販売してみようという試みでございます。こちらを実証する目的としては2つございます。まずは、ラベルのある製品と同様に、自動販売機の外にする表示というものがどの程度認識されるかということ。並びに、自動販売機でラベルレス製品を販売するというニーズが世の中にあるかというこ

とを検証することをございます。もう一つは、現状ではラベルレス製品を販売することによりまして、ラベルを剥がした状態のものが世の中に普及するという。したがって、町の中で回収するラベルがついた製品が、皆様が回収箱を見るたびに「ラベルが剥がされているな」ということを認識することによって行動変容が起きるのではないかと調査したいと思っております。

こちらを申請する背景になりますけれども、家庭内では様々な啓蒙並びにラベルレスの普及によりまして、プラスチック資源の使用というものが削減されつつあります。一方、家庭外におきましては、様々な理由によって、まだこちらが努力できる、かつ、改善するポイントが多々あるかと思えます。したがって、自動販売機でラベルレス製品を販売することにつきましては、大変意義があることと思っております。

「実証計画」を御紹介させていただきます。こちらは、オフィスに設置した、特定の少数の人しかアクセスできない自動販売機でラベルレスのナチュラルミネラルウォーターと、ラベルがついたナチュラルミネラルウォーター、こちらを無償提供するというものでございます。こちら、無償提供するに当たりましては、参加することに同意いただきました参加者にアクセス権を付与しまして、こちらのアクセス権を使うことによって無償提供を受けることができる仕組みを検討しております。そして、表示する事項につきましては、自動販売機の表面にこちらを表示しようと考えております。

実証期間は、まだ予定でございまして、確定はしておりませんが、ある一定期間、まずはラベルがついた製品を無償提供させていただき、同様の期間、今度は、ラベルがついたものについていないものを無償提供させていただこうと思っております。

こちら、検証期間が終わった後に、回収した空容器につきまして、ラベルがついているものの数がどのように変化したかといったところから、まず、行動変容を確認したいと思っております。

もう一点は、こちらに参加いただきました皆さんにアンケートをさせていただき、実際にラベルがついている製品と同様の視認性が、自動販売機に表示した内容で確認できたということ、並びに、自動販売機でラベルレス製品を購入するというニーズがあるかといったところを検証したいと思っております。

検討するに当たりまして課題となった規制でございます。結論から申し上げますと、こちら、関連法規には違反しないという理解でございます。本計画を実証するに当たりまして、関連する法といたしましては「食品表示基準」「計量法」「資源有効利用促進法」、並びに「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」、こういったものが関連しておりますけれども、今回の検証は、特定のフロアに勤務する特定少数の者に対する無償提供ということをございまして、販売には当たらないといったことから、これらの関連規定には違反しないという理解でございます。以上、簡単ではございますが、本件の御紹介とさせていただきます。どうぞ御検討のほど、よろしく願います。

○安念委員長 ありがとうございます。

続いて、主務大臣の御見解を伺いたいと思います。経済産業省、消費者庁の順にそれぞれ御説明をお願いいたします。

○蓮井審議官 経済産業省でございます。

ただいま、申請者である日本コカ・コーラ株式会社から御説明のあった新技術等実証計画について、経済産業省としての見解を申し上げます。

まず、政策的な意義でございますが、近年、ラベルレスの製品は、詰め合わせ販売などにより家庭内において広がりを見せておりますが、屋外やオフィスの自動販売機においては、先ほども御指摘がありましたけれども、食品表示法、計量法、資源有効利用促進法などによって、ラベルなどに表示すべき事項が定められているため、実施ができていないという状況です。

ただいま、日本コカ・コーラ株式会社から御説明がありましたように、本実証において、自動販売機でラベルレス製品を販売する際の課題や、ラベルレス製品の提供による分別意識の変化などについて検証を行うことは、ペットボトルのリサイクル適性の向上、プラスチックごみの排出量削減に貢献し得るものでありまして、一定の社会的意義があるものと考えております。

その上で、基本方針では、まずやってみるということを許容し、情報や資料を収集・分析することで、迅速な実証と社会実装の実現を図ることを基本理念として規定しているというところがございます。本計画はこうした理念が必要なものと認めて、意義があると考えております。

次に、本実証計画の内容でございますが、御説明がありましたように、実証の具体的な実施方法、参加者などの範囲、参加者との合意の取得方法などについて適切に設定されるものと考えておりまして、実証が円滑かつ確実に実施される見込まれるものがございます。

最後に、今度は規制所管の観点でございますけれども、本実証計画に関係する経済産業省所管の法令について申し上げます。

計量法につきましては、第13条第1項及び第3項におきまして、政令で定める特定商品の販売事業に関しては、その特別商品とその特定物象量に関し密封するときは、量目公差を超えないように、その特定物象量の計量をし、その容器または包装に、当該特定物象量を表記し、表記する者の氏名または名称及び住所を付記しなければならないとされております。この規定は、特定商品の販売の事業を行う際に適用されるものがございますが、本実証は無償提供であるということから、その適用を受けるものはないと考えてございます。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律24条及び「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」第1条において、容器に表示しなければならない事項が規定されていると。他方で、この容器には、これはまた別の法律でございますが、容器包装に係る分別収集及

び再商品化の促進等に関する法律第2条におきまして、商品の容器及び包装と定義されてございまして、ここにおける商品とは、売買の目的物の財貨と解するところ、本実証において提供される製品は無償提供でございますので、こちらも商品ではないと考えられます。そのため、同法第24条及び同省令第1条の適用を受けるものではないということでございます。

以上のことから、本実証計画は、経産省の所管に係る関係法令に違反するものではないと考えてございます。したがいまして、私どもとしては、本実証計画は認定すべきと考えております。

経済産業省からは以上です。

○依田審議官 続きまして、食品表示法所管の消費者庁のほうから御説明します。

消費者庁で食品担当の審議官をしております依田です。

まず、食品表示法の趣旨でございますけれども、今の資料の関係法令等で確認をしていただきたいと思っております。

先ほどの日本コカ・コーラ株式会社の御主張のとおりでございますが、確認すべきは、この食品表示法に基づいて、いわゆる販売される食品に食品表示基準に基づいて表示規定を行っているところでございます。これは、消費者に対して適切な商品選択の機会を確保するというところで、基本は物と物の対応ができるということ、いわゆる、個々に表示するということになっております。ただ、食品表示法の第1条を見ていただきますと、これは、無償提供であっても対象になり得るということでございます。これは、食品表示法自体、旧JAS法と食品衛生法の流れをくんでおりまして、特に、ここは食品衛生法の考え方を継承しているものでございます。御案内のとおり、非営利目的であり、無償提供であったとしても、原則、これは食品表示法の適用になり得るということでございます。

ただし、今回の実証事業の試みは、特定の社員の方に対して供出し、それが無償提供ということでございます。この第1条の括弧書きの「不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡」は対象になり得るのですが、本件、実証を計画どおりに実施していただければ、これは、特定かつ少数に当たると考えられますので、食品表示法上の販売には該当しないということでございます。

この実証事業について、食品表示部局としても非常に関心を抱いております。といたしますのも、ベンディングマシン、自動販売機になりますと、実際、個々の商品は消費者には見えないわけです。その場合に、どうやってベンディングマシン内にある製品についての情報が得られるのか。これは国際的にも議論になっておりますので、この実証事業については非常に意義があるものと思っております。私どもとしても注視して見守りたいと思っております。

結論としては、産業競争力強化法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められますので、消費者庁としても認定すべきと考えます。

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御発言をいただければと存じます。どなたからでもどうぞ。
板東委員。

○板東委員 ありがとうございます。板東と申します。

申請者に幾つか御質問、それから、消費者庁のほうに御質問させていただきたいと思えます。1つは、この実証実験自体は、対象が特定であり少数であり、無償提供ということですが、今後、販売を幅広くということをお考えなのだと思うのですけれども、そのときに、表示の意義というのをどう考えるのかということ。これは、むしろ消費者庁のほうにお聞きすべきなのだと思うけれども、食品の場合に、特に表示で重要だと思えるのは、1つは、水などは栄養とかはほとんど問題がないので水以外の清涼飲料水を含めて考えると、アレルギーをどうアピールするのか。あるいは、消費期限、賞味期限のようなところをどう考えているのかということ。です。

それから、もう一つは、ここにもお客様相談室の記述がありますがけれども、何かあった場合にどこにアクセスできるのか。これはむしろ飲んだ後の場合になりますので、飲む前に表示されても、そここのところは覚えていないからというようなことになります。消費者にとって健康であったり安全であったりということに関して重要だと思われる表示の中でも、特に重要だと思われる情報が、事前のベンディングマシンの表示で足りるかどうかということ、これから確認されると思うのですけれども、その辺り、将来に向けて申請者のほうでどのようにお考えなのか確認させていただきたいと思えます。

今の点は消費者庁にもお聞きしたいところで、特に食品表示でも提供する安全とか健康ということについて、どこまで、いつ確認できればいいのかという問題というのは悩ましいところがあると思うのですけれども、この辺りのポイントをどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

実証実験の中身自体は非常にサステナブルな社会の実現というところでも意義ある部分だと思うのですけれども、もともとの食品表示の狙いとするところをどう実現できるのかどうかについてのお考えを双方にいただければありがたいです。

○安念委員長 まず、コカ・コーラさんからお願いします。

○中川氏 ありがとうございます。今、まさに御意見をいただきました、安全性並びに消費者の方に伝えるべき情報がきちんと伝わるのか、また、どういったときにどこにアクセスすればいいのかといったところにつきましては、非常に重要なポイントだと考えています。こちら、実は、ラベルレス製品というものは、何も表示しなくていいよというものではあるのですけれども、全国清涼飲料連合会という日本で一番大きな清涼飲料業界の業界団体から自主ガイドラインというものが制定されております。したがって、加盟している企業は、常にそちらに従わなければならないものでございます。

こちらで、ラベルレス製品につきましては、6つの事項を必ず何らかの形で表示してくださいという形で指示されております。

1つ目は、社名または社名を特定できるというものでございます。

また、商品名またはブランドを特定できること。

並びに、製造所固有記号。製品を造ったところでございますね。

それから、アレルギー表示、並びにアスパルテームを使用したときには「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」というのを書きなさいという部分があるのですけれども、そちらも、もし使っているのであれば付記する。表示する。

それから、商品、製造した企業に関する問合せ先、電話番号です。

それから、消費期限。

そういう形で、おおよそ安全性に関わる、品質に関わる基本的な情報といったものは、この製品のキャップもしくはボディ、いずれかに印字もしくは刻印、表示方法は決められていないのですけれども、何かしらの形で表示してくださいということです。

手元にちょうどサンプルがあるのでございますけれども、こちらをよく見ていただきますと、色々なものが刻印されております。弊社の製品のロゴであったり、弊社の社名であったり、あるいはリサイクルマークとかも載せているのですけれども、キャップのほうには問合せ先、側面には消費期限並びに製造番号。そういう形で、今、御懸念いただきました事項は、製品一つ一つに、消費者の方にお届けしなければならない安全性、品質に関する事項というものは全て網羅されているという認識でございます。

○安念委員長 先ほどの相談先も、このラベル以外のどこかに書いてあるのですか。

○中川氏 キャップの天面に。

○安念委員長 そうすると、先ほど板東先生がおっしゃったのは、例えばアレルギー、賞味期限、それから問合せ先でしたよね。ラベル以外で全部分かるんだ。

○中川氏 一応分かるようにさせていただいております。

○安念委員長 分かりました。ありがとうございます。依田審議官。

○依田審議官 食品表示基準の適用の関係でございます。

こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、食品表示法は、製品の品質を消費者に提示させるという趣旨の旧JAS法と、食品の安全、食品衛生を管轄する食品衛生法の流れをくんでおります。これら食品表示行政を消費庁に一元化するというところで、消費庁のほうの所管を移した後に、食品表示法を制定しました。

食品表示法におきましては、容器包装次第です。つまり、消費者の皆様は、この製品自体と、例えば賞味期限と消費期限等の食品表示に関して、一対一の対応関係が明らかにならないと、仮にネットやベンディングマシンの表側にそれが書かれていたとして、実際、このものが、この消費期限とか製造年月日、製造年月日から起算する消費期限を保証しているものとは必ずしも限らないと考えます。基本的に、これは国際的にも同様であり、容器包装に表示するということが原則です。

その対象としましては、今、先生の御指摘にありましたように、もちろん、製品の名称から始まりまして、原材料やアレルギー表示等がございます。アレルギー表示については、義務表示となっているものが、今8品目ほどございますが、これらはいわゆる特定原材料

といい、ここは、その製品に表示する必要がございます。

ただし、一部、例外がございまして、清涼飲料水の類につきましては、賞味期限、消費期限については省略できます。一部例外規定がございすけれども、趣旨としましては、消費者が、手に取る商品自体に、きちんと食品表示法に伝達する義務が課されている食品表示がなされ、その情報が適切に伝達できており、商品との関係で突合できるかということでございます。今回の実証事業などで私どもも注目しておりますのは、この商品と、自動販売機の表面に出ている情報とで突合関係ができるのかどうかというところが、技術的に可能なのか。技術革新の関係で、バーコードやQRコード等で突合できるという技術開発ができるという話も聞いておりますけれども、この辺りは私どもも注目しているところでございます。

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、増島、大橋、石井、小黒、各先生の順番で御発言をいただきたいと思います。御発言の方がたくさんいらっしゃいますので、誠に申し訳ありませんが、御発言、それから、お答えいただく場合も、できるだけ簡潔にさせていただけると大変ありがたいと存じます。まず増島先生、どうぞ。

○増島委員 すみません。私のは今の御回答で実は解決しました。ありがとうございます。

○安念委員長 よろしいですか。解決しましたか。

○増島委員 はい。大丈夫です。

○安念委員長 ありがとうございます。

大橋先生、どうぞ。

○大橋委員 ありがとうございます。

2点あるのですけれども、1点目は、計6か月の期間のうち、最初の3か月は無償提供を通常製品でやるとおっしゃっているのですけれども、これは、無償提供に慣れてもらうということが最初の3か月の趣旨なのか、私の理解が間違っているかどうかを確認させていただければというのが1点です。

2点目は、製品情報についての認識について、この実証実験でどうチェックをするのかということですが、ラベルレスを購入した人、ラベルつきのみ購入した人、双方購入した人、そういうような形で、消費者を分けたりすることで明らかになることもあるかなとも感じまして、今回、記載には詳細がないような気がしたものですから、そういうところだけ指摘をさせていただきました。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。中川さん、いかがでしょうか。最初の3か月のお話。

○中川氏 御質問をいただきまして、ありがとうございます。

こちらは、慣れていただくというよりも、ラベルレス製品を導入することによって、どういう行動変容が起きるかといったことを確認するために、最初は、ラベルのついているものだけを提供させていただいて、後半は、ラベルなしというものの提供させていただくと

いうことをごさいますて、慣れていただいても結構でございますけれども、慣れていただくというのではなく、データを比較するためという目的でございます。

それから、ラベルつき製品を、いわゆる、どのような製品を購入されたかといった個人の行動を特定できるかといった点につきましては、こちらは、まだ、同意を取るというか、参加者にアクセス権を付与するといったところを工夫することによって、データそのものは取れる可能性がございます。こちらにつきましては、検討課題として、こちらで預らせていただければと思います。

○安念委員長 大橋先生、よろしゅうございますでしょうか。

○大橋委員 製品情報の認識がやはり重要だと思いますので、ぜひ御検討を。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。それでは、石井先生、いかがでしょうか。

○石井委員 ありがとうございます。

御質問としまして、最初に、会議室で参加されている先生から御質問があったように、表示の趣旨がどうかというところは一番大事な点かなと思いました。おおむね御回答いただきましたが、その関係で追加でお聞きしたい点があります。

まず、1点目は、業界団体に加盟されている事業者さんがどれぐらいいらして、今回はコカ・コーラさんの実証実験ですけれども、これが進んでいったときには、業界団体の自主基準で、ボトル自体に表示しなければならない項目、最低限の情報というのは、これはほかの事業者さんも同じようなことをしようとするときに、同様に遵守してもらえるようなものになってくるのか。自販機で売られている商品がほぼほぼ、今回の6項目の表示をしなければいけないというそのルールが守られるような流れになってくるのか、ちょっと先の話かもしれないですけれども、確認させていただきたいなと思いました。

それから、QRの技術開発というのは、私は非常に大事だなと思っています。これは、ある程度現実味を帯びたものとして進んでいるのかという点をお聞きできればと思います。

それから、もう1点、将来構想のところと関係しますが、確かに実証実験の範囲、実証計画の範囲であれば、販売の概念に当たりませんという整理でいけるとは思いますが、消費者がどう認識するかという点も考えておく必要があるかなと思っています。例えば「いろはす」のラベルレスがAmazonで売られているとすれば、「いろはす」のラベルだから大丈夫というように消費者は安心するのではないかと。そのラベルデザインなど、商品と表示が一体化する形で、消費者が安心かどうかを判断するという面があるのではないかと。そうすると、最初から、既に著名な商品がラベルレスになる場合と、必ずしもそうでない新しい商品をラベルレスとして出す場合というのは、扱いが変わってくると思いますか、消費者の認識が変わってくるのではないかと思いますので、対象となる商品、全てにおいてラベルレスにしていくのか、ある程度、著名になったもので消費者の安心感も得られているとおぼしきものからやっていくのかとか、その辺について追加でお聞きできればと思います。以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。

石井先生、第1点目の御質問は、業界団体に加わっていないアウトサイダーの人にもルールを守ってもらえるようになるのかという御趣旨の御質問でよろしいでしょうか。

○石井委員 業界団体に属している事業者さんは、ほぼ自販機で売られている商品を扱っておられて、この業界団体に自主ルールが利く形になっているかという質問です。

○安念委員長 業界団体内の話ですね。分かりました。

○石井委員 次に、アウトサイダーも守ってくれるのか、もし教えていただけるなら回答を伺いたいです。

○安念委員長 その他というのはなかなか難しいだろうけれども、中川さん、どうでしょうか。

○中川氏 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目、業界団体に属している者が、このガイドラインを遵守するのかといった点につきましては、遵守しなければならないものという認識でございますので、まずはそこを御安心いただければと思っております。

一方、アウトサイダーにつきましては、いわゆる強制力を持たないものですので、業界団体としては、もしそういうものを見つけたら、ガイドラインに準ずるようお願いをするという姿勢でしか望めませんので、おっしゃるとおり、アウトサイダーの方々が、将来的に同じように6つの必要事項を表示するという点につきまして、業界団体としてお願いをしていくような活動をしていく必要があるのではないかと思っております。

2点目に御指摘いただいたQR等の技術の開発といったところでございますけれども、技術革新というのは確かに色々あると思っておりますし、QRコードもそうですし、ボトルに直接レーザー印字で表示をするといった技術もございますが、まだまだ開発途上でございまして、商品化に結びつけるにはまだまだ工夫が必要かなと思っております。

ですので、こちらの技術革新といったものが、現状の商品に反映することができるタイミングで、またいろいろ御検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○依田審議官 消費者庁でございます。

確認でございますけれども、私どもとしては、今回の実証事業は、特定かつ少数という中での実証であって、仮に、実証結果でよい結果になったとしても、それを一般消費者に広げて「ラベルレスでいいじゃないか」ということにはならないと考えております。

今、先生方のお手元のペットボトルに掲示されている食品表示は、食品表示法で義務づけられているものでございまして、これは基本的に、この商品との対応関係が担保されているという前提でございますので、食品表示基準に従ったものは、全部ここで表示していただかなくてはいけないのが原則です。その上で、QRコードで代替できるかどうかは、私どもも、今、国際的な議論の場でも話し合われているところでございますが、これはなかなか難しいです。やはり、どうしても、QRコードで代替しても、この商品との対応関係ができないというところなんです。ここがクリアできないものですから、各国ともそこは頭を悩

ませています。

その上で、例えば災害が起きたときでも、表示をして情報を伝達した商品を提供しなくてはいけないのかといった、特殊なケースでどうするかという議論は別途ありますけれども、一般的な消費者の選択に資するという観点では、基本的には表示することが原則です。その点、念押しさせていただければと思います。

○安念委員長 分かりました。石井先生、よろしゅうございますか。

○石井委員 後半のほうの質問にお答えいただいているわけではないと思ったのですけれども、QRについては、今回の実証計画については十分御回答いただいていると思いますし、販売に該当しないと、こういう解釈も特段異論があるわけではないと。ただ、商品自体が、よく知られているものかどうかという点について、違いは生じないのかという質問だったのですけれども。

○安念委員長 その点についてはコカ・コーラさんに伺えばよろしいですか。

○石井委員 はい。お願いします。

○安念委員長 知名度の高い商品には導入可能だろうけれども、新規参入みたいなブランドだと難しいのではないかという御指摘だったと思いますが、どのようなお考えでいらっしゃいますか。

○中川氏 ありがとうございます。

なかなか難しい質問になるのですけれども、やはり、メーカーとしましてはブランディングというものはとても大事でございます。ですので、このラベルレス製品というものはブランディングが非常に難しいと思っております。したがって、最初に知名度がついてそれからラベルレス。といった流れが自然かなと考えております。

○安念委員長 その点は、石井先生の御指摘のとおりなのでしょうね。ありがとうございました。

○石井委員 ありがとうございます。

○安念委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に小黒先生、お待たせいたしました。

○小黒委員 ありがとうございます。

手短に。1点目は、実は大橋先生と同じ質問だったので省かせていただきまして、2点目が、今の問題と関係するのですが、食品表示法の「特定多数」という概念がありますが、この「多数」はどの辺までの範囲を意味するのでしょうか。例えばですけれども、よく温泉街とかでまんじゅうとかを配っているお店とかがありますよね。1日に何人か来て、例えば30人とか40人とかに配ったりしているのもあると思うのですが、あれは、そのまま直接配っていて、何か書いているわけではないので「試作品です」と配っている場合もありますよね。その場合、例えば1日50人配っていたとしても、1か月だと1,500人ぐらい配っているのだと思うのですけれども、1日50人だったら少数なのかどうかというのがありますし、お伺いしたのは「多数」というのがどういう概念なのかということだけ確認させ

ていただければと思います。

○安念委員長 依田審議官。

○依田審議官 ありがとうございます。この「多数」は「不特定」とセットと考えていただければと考えておまして、今回の件も、社員さんが特定されていて、かつ、それを少数とみなしているわけです。今、先生がおっしゃったような不特定でありますと、仮に食中毒が起きた場合に、遡って誰に配付したのかが分からないということですので、基本、加工食品といった包装食品に関しては、きちんと食品情報の表示を義務づけるということになっております。

応用問題として外食という場合がございますが、先生がおっしゃったように、このケースは、作っている人が目の前にいますので、消費者が「これは何が入っているんだ」と知りたい場合、その場で説明を求め回答を得ることができます。しかも、包装はしないということであり、まんじゅう自体に表示をすることもできませんので、その場合は、表示の義務の対象ではないという整理でございます。

○小黒委員 分かりました。ありがとうございます。

○安念委員長 では、西村先生、落合先生の順でお願いいたします。

○西村委員 ちょっと変な質問になるかも知れませんが、そもそもこれは何のためにやるのか。無償で提供して行動変容が起こるかどうかを見る、そこで出てきた結果をどう使われるのか。よければ無償でずっと進められるのか、それとも、これの結果をもって、このままだと販売に際して食品衛生法を改定しなくてはいけないのか、これがちょっとよく分かりません。この辺は消費者庁に聞きたいのですけれども、この結果をもって何が起こるのかというのがよく分からなくて、もし、法改正が必要であれば、法改正とか何かの規定を変えなくてはいけなくなるときに、ここで得られる情報は、法改正に必要な十分なものなのか、そういうところがよく分からない。

これだけのお金とこれだけの人たちをかけて実証するので、何を結果として得たいのかというのが、産業競争力強化法ですから、無償で配るためのことをやるためではないと思うし、法改正をして、こういったものの表示を変えていくというのであれば、今回の表示が変わってしまうと、ほかのものに相当影響しますよねということになると、これをどう吸い取るのかも含めて、その結果をもって何をするのかというのは分からない中で、その実証実験を本当にしているのかというのが、私にはちょっと判断がつかなくて確認をさせていただければと思います。

○安念委員長 まずは申請者さんに伺います。

○中川氏 今回の試験の目的なのですが、将来的に目指しているところは、自動販売機によるラベルレス製品の販売でございます。それを実現するためには、様々な法律、規則等があるところではございますけれども、私の考えとしましては、現存する法律というものは、しっかりした法体系を持っていますので、それそのものを変えてくれということをお願いする気は全くなくて、あくまでも自動販売機というこの機械を容器・包装の一

部とみなすことができるかというところかと思っております。

なので、こちらのみなせるという判断を、省庁の方々で判断していただければ実現することは不可能ではないです。すなわち、法改正ではなく、関係する省令なり、あるいはQ&Aといったところで確認していただければ十分ではないかと思えます。

○安念委員長 消費者庁さん、何か御見解はおありですか。

○依田審議官 基本的に、この実証事業について注視させていただきますけれども、仮に、特定される消費者の方が「ラベルレスのほうがいいよね」と言ったからといって、自動販売機で販売する商品に関して、食品表示基準を適用しなくてもいいということにはならないと思っております。いろいろ論点はございますけれども、最も頭を悩ませていることは、一対一の突合の部分です。自動販売機の中に入っている商品と食品表示の情報がリンクしているのか、ここが担保される制度があるのか、それを措置しようとする膨大なコストがかかってしまうという話も気にしております。その辺りが担保されないと、この実証事業で有効性が示されたとしても、自動販売機での販売、あるいは特定の無償譲渡でも同じだと思うのですが、その自動販売機での販売に対する特例的な扱いを認めるというのは現状難しいと考えております。

○中川氏 一点だけ補足させてください。

おっしゃるとおりでして、一対一の情報提供というのが非常に難しいと考えております。今回、私どもが提案させていただいておりますのは、実際にベンディングマシーンに詰める製品を包装している段ボールに表示されている情報をそのまま提示するといったことを検討しております。すなわち、中身と外は一対一関係にあるということでございます。この関係性を維持することができれば、今、御懸念いただきました一対一の情報といったものは含まれます。

○安念委員長 今後、法制化がなされるかどうかを検討する際の極めて重要な点ということになったわけでしょうね。現段階で答えが出せるものではないことはよく分かりました。

そのことは、リサイクルが容易になることによって得られる社会的便益と比べるというようなことに結局はなっているといくという印象を受けました。ありがとうございました。

それでは、落合委員、いかがですか。

○落合委員 御説明、ありがとうございます。

今後、どういう取組を進められるかに当たっては、物と外部に存在する表示とのひもづけをどういう形で担保できるかが一番重要な論点だと認識いたしました。そうすると、例えば、ボトルを見ますと、番号が振ってある部分もありまして、製品の番号、バーコードという形で振っていると思いますが、何桁あると全部うまく付番できるか決めていただいたほうがいいと思いますが、こういう情報を表示しておいて、外にある表示する仕組み、それはベンディングマシーンもそうかもしれません。そういう表示で、ボトルに書いてある番号と商品説明の番号が対照できるような仕組みを、ボトルに商品番号を印字をするのと、その数字の振り方を決めれば、ある程度、外部の説明内容を準備すれば、外部に書か

れている説明内容との対照は取れるようにも思います。この現在の商品の包装自体も、改ざん不可能なところまでボトルに固定されているわけではないと思いますので、一定の代替手法になりそうに思いますが、この辺りはどういう問題があるのでしょうか。ぜひ、消費者庁にこれは教えていただければと思います。

○安念委員長 では、依田さん。

○依田審議官 鋭い御意見でございまして、物と物との関係は、日本コカ・コーラ株式会社が一番よく御存じですけれども、おそらく製造年月日を起点としてロット番号を振っておりまして、ロット番号は、いずれもどこかに表示されているわけですが、果たして、消費者がロット番号という表示でもって、いわゆる義務表示の情報にきちんとアクセスできるかという懸念がございまして、次にアクセスの問題があり、高齢者の方も含めて、スマホを持っていない方もいらっしゃいます。しかしながら、スマホの保有率も相当高まってきましたので、その辺りをどうするかという話は、今、国際的にも議論されております。

おっしゃるとおり、紐づけの手法としてどうするかが課題としてあげられます。そのロット番号も、日本コカ・コーラ株式会社であれば、ロット番号を振り出すということができるので、おそらくメーカーそれぞれで違うと思いますので、その辺りの実態もよく検討させていただければと思っています。

○落合委員 ロット番号から引いていくと、結構個別商品ごとになりそうな気がしますが、商品の種類ごとに、商品の型番のような、会社名や型番を入れるようにして並べた番号を、もう一行つけていただいたほうがいいのではないのでしょうか。そして、そこを目立つように大きく振っておいていただくことが考えられます。

また、例えば、スマホを持っている方でなければ使えない、電子決済をできるような自販機があると思いますが、電子決済できる人にだけネットに表示するものも売れるようにすれば、その方は少なくともネットを使えることは間違いのないことだと思いますので、消費者への配慮にはなると思います。例えば自動走行について、規制改革推進会議で議論したときに、自動走行車などでのキャッシュレス決済の組み合わせの議論を行ったことがあったように思います。

今後の、少なくとも、こういう番号の振り方ができるかどうか自体についてもいかがでしょうか。

○安念委員長 これは事業者さんに伺ったほうがいいのでしょうか。何か、現時点で見込みのようなものはありますか。

○中川氏 あるといえばあります。非常に鋭い御指摘の点だと思っております。ただ、私どもも、製品情報を製品に紐づけて提供するといったことは、いろいろと検討して、実際にやったりしてはおるのですけれども、今おっしゃられたような、固有の記号を製品に付与して、その記号から製品情報を引き出すという仕組みをもしやるのであれば、例えば製品情報を行政に登録するという、登録制度をつくっていただいて、そこに番号を付与して、その番号を紐づけて製品にインポートする。そういうやり方であれば、間違いなく情報を

お伝えすることは可能になるのかなと思っております。

○落合委員 ありがとうございます。仮定の話ではありますが、実証していく中で、どういう形であれば売れるのかを考えるヒントは、この会議で議論する中でも見つけていただけるといいかと思いました。その方法を必ず実装してくださいというものではないのですが、次につなげるような形での構想も御検討いただければと思っております。

○安念委員長 ありがとうございます。林先生、いかがでしょうか。林先生、程先生の順番でお願いいたします。

○林委員 手短に。このラベルレスの商品は、世界的な流れからいっても確実に売られるようになっていくと思うので、その中で、どのように、消費者庁、経済産業省も含めて、法解釈あるいは変えていくのかというのがすごく問われるのかなと思うのですけれども、その中で私は、これが、必ず商品化されると思うのです。そのときに、知財がどのようになっているのかということだけがちょっと気になっていて、特許とか意匠法とか、いろいろな形で知財を取ったときに、こういうラベルレスで売るということに、今、日本コカ・コーラがすごく力を注いで、いろいろな実証実験をやって商品化する。そうすると、逆に、コカ・コーラしかできなくなるのか、それとも、その知財は一般公開して、ほかの会社も含めてできるようになるのかという、そこだけが気になっていたのですけれども、日本コカ・コーラの方に聞いてもいいでしょうか。

○安念委員長 お考えはありますか。

○中川氏 ありがとうございます。ラベルレス製品というのは、いろいろな法律によって、ラベルレスはこうだよという規定はなくて、いろいろな法律の解釈を組み合わせることによって成り立っている製品ですので、固有の何か特定するようなものもありませんし、知財といったものについても。こちら、今回、実証実験をやらせていただいている中で、やろうとしていることは全て公開されますので、我々が持っている特殊なアプリケーションを使うという前提ではなく、外箱を掲示するというものですから、コカ・コーラが知財を独占するものではないと考えます。

○林委員 分かりました。ありがとうございます。とても楽しみにしています。

○安念委員長 そうですね。ありがとうございます。

○林委員 この委員がみんな質問するというのは、本当にそれだけ期待しているということだと私は思っています。

○安念委員長 それはそのとおりですよ。長い間委員長をやっていて、これほど議論が盛り上がったのは初めてです。程先生、いかがでしょうか。

○程委員 実は、最後になってきてきたので、先ほどの西村さんとか今の林さんの質問にかぶるところがあるので、まず、コカ・コーラさん、こういった取組をやっていただけてありがとうございます。非常に評価したいと思います。

私自身、化学メーカー、ペットボトルの原料をつくっている会社の役員とか、インクジェットのヘッドの技術を持っている会社の役員とか、また、プラスチックのリサイクルの

施設を運営している会社の役員もやっていますし、実は、あと飲料メーカーの顧問もやっているので非常に興味深い領域だと思います。

既に出てきましたが、この実証実験は、森ビルさんの協力で、ある意味では、非常にデータとしては限られて、もしかしたらちょっとバイアスがかかっている会社からかもしれませんけれども、会社が問題というわけではなく、非常に都会のど真ん中にある会社なので、地方の会社と違って来るかもしれませんが、コカ・コーラさんにお聞きしたいのは、この実証実験、やってみてからいろいろ次を考えると、こういう実証実験を積み重ねていくというような構想があるのか。

あと、先ほどちらっとあった知財に行く前に、非競争領域として、他の飲料メーカーさんを束ねて、次のステージからこれを業界ムーブメントにしていくのか、その辺、今、まだ始まっていない中で難しいかもしれませんが、今後の巻き込み方、業界とか、あと、実証実験を積み重ねていくロードマップがもしあれば教えていただきたいと思います。

○安念委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○中川氏 御質問いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、今回、この試験だけでいいのかといったところは、正直申し上げまして何とも言えないところがあると思っています。検証はこれだけでは足りないところもあるかと思っていますので、まずは一度、こちらを試験させていただいて、出てきたものから、次どうするかといったところを、また改めて皆様に御相談させていただきたいと思っております。

○安念委員長 ありがとうございます。そういうことでございました。

○程委員 ありがとうございます。

○安念委員長 それでは、御発言は大体尽きましたでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、申請者さんと主務省庁の皆様はここで御退席ください。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○中川氏 ありがとうございます。

(申請者、主務省庁退室)

○安念委員長 それでは、事務局より、当委員会の意見案について御説明をお願いします。

○岡田企画官 本件申請案件について、認定する見込みであるとしている主務大臣の見解は適当であると考えております

○安念委員長 ありがとうございます。適当であるというのが意見案でございます。委員の皆様から御発言があればお願いします。どうぞ、佐古委員。

○佐古委員 今回は実証を進めていただいてよいと思うのですが、将来像について意見を述べます。私としては、自販機で販売されるようになって、包装と同じように自販機に書いてあるというので十分なのではないかと思っています。消費者庁さんのご意見がどうなのか、法案の話も含めてちょっと心配です。

○安念委員長 ただ、この物と情報とか一対一に対応していればいいのですよね。とにかく、一対一の対応の関係が取ればよい。それは技術の進展によるのでしょうかね。ありがとうございました。板東先生。

○板東委員 ありがとうございます。私も、この実証実験自体はいいと思うのですが、かなり狙っておられるところから見ると、先ほど、将来もいろいろ検討するという話がありましたけれども、まだまだ入り口の段階だなという感じがします。

先ほど御説明いただいて分かったのですが、キャップとか本体にある程度いろいろな情報が入っていると、これと併せてなのだと思うのです。本当に切実に手元に置いておかなくてはいけない情報、特に、そこの事前に、ちゃんと見るということを消費者が全部やるのかというところと、先ほど問合せのことを申し上げたように、後々まで表示されていることによって必要になってくる情報が満たされるかという問題がありますので、キャップやその他最低限の情報との組合せだなという感じはするのですが、そのところが今後のいろいろなステップで実証されていくといいなという感じはいたしました。

○安念委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○落合委員 将来像について、自販機に書いていただくのも一つだと思うのですが、別にウェブベースも含めてやることも手なのかなという気がいたしますので、ちゃんと探せるようにしておく。自販機に残らなくても、むしろ消費者からしたらウェブのほうがよく見られると思いますので、そういう仕組みも、デジタル臨調的には、電子化と同じような感じだと思いますので、あちらのほうでやっている情報も適宜いただけますと、御連携して参考にして進めていただければいいかなと思いました。以上です。

○安念委員長 西村委員、どうぞ。

○西村委員 私も決して反対しているのではなくて、この結果だと、すみません、私があえて言うと、こんなのでは消費者庁を説得できないです。せっかくやるのに、なんでこのレベルに抑えているのかというのが一番言いたい。一対一対応でできるということをするのだったら、これは、「人々の行動変容が出ていいことになるかなという、こういうことで説得しようとしています。だから、このこと自身をやったことが次につながらない」というのが見えているのがとても気になっています。このことを本当に進めるのであれば、このやり方から始めたら、結果的に、このことができなくなるのではないか。ここで実証しましたように、これでは面倒くさいのでやりませんと言って、もう、2回目出ないかもしれない怖さがあるので、本当にこのレベルの内容でこの実験をやらせることが、前に進むようなことになるのかというのを懸念したのです。

○安念委員長 食品表示法1条の「不特定又は多数」は少なくとも難しいですね。「不特定かつ多数」なら突破できるのだけれども、不特定または多数というのだから、結局、同条にいう「販売」に当たらないようにするためには、特定かつ少数の者に対する譲渡でなければいけない。ここは、しっかり実証するとなると難しいところなのだなと思いました。でも、西村先生の御懸念は極めてごもっともです。増島先生、どうぞ。

○増島委員 ありがとうございます。全体的に、このサンドボックスがなかなか利用されにくくなっているので、あまり窓口を狭くしてはいけないという認識が非常に強い立場から申し上げますと、民間の方がやりたいと言っているものがあると。ここが起点になっていて、我々は、どちらかというのをそれを応援して、民間の方々が事務局と調整して持ってきてくださる計画書に対して、その内容が不合理なものでなければ、どんどんやってくださいというのが委員会の立場かなと思っていますというのが1点目です。

もう一つは、先ほどおっしゃっていただいていますけれども、やりたいと言っていることが、実験のための実験ではいけませんので、どのように実務に実際に展開されるのか。そのための道を我々なりに考えるということをやって、省庁の皆さんには、ちょっとした実験ならよいでしょうということではなく、実験が終わった後のフォローアップとして、ちゃんと実地でできるようにしてくださいねと、こういう話をする役割を負っていると思います。

後者のほうは、恐らく、先ほど落合先生からも出ましたけれども、デジタル規制改革の一環と捉えると、役所側には入りやすいのかなと思います。建築現場で出さなければならぬ掲示を、デジタルで行うことを認めたり、色々なことが起こっています。今回の表示の話もこれと同じように、何かかざすと見るとか、どこか行くと見るとか、デジタル表示という観点からは同様の話だと思います。ベンディングマシーンは年寄りが使うんだとか、年寄りには携帯電話を持っていないとか、口を開けばいつもそんな話が脊髄反射的に出てくるわけですがけれども、そもそも今の年寄りというのは団塊世代で、何か昔話に出てくるような老人のステレオタイプとは全く異なる。そもそもスマホで決済をしないと買えない自販機であれば、スマホを持たない人にとってはただの箱で、何かを販売する装置ですらないわけですから、販売物の表示がどうかということは問題にならない。スマホを使いこなせない90歳のおばあさんが買うみたいな話は想定をする必要がないわけですから、色々クリエイティブにやりようがあるということだと感じまして、むしろ画一的な対応ができて人と異なり表示をし忘れるといったミスが起こらないベンディングマシーンだからこそできる何かというのがあるのではないですかと、こんな感じもします。以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。三浦次長。

○三浦次長 西村先生から御指摘いただいた点について。恐らく、この実証が終わった後に、参加していた人たちに、段ボールがついていることによって、製品の内容に対する誤解はなかったかというアンケートを取り、誤解がないという結果が出れば、そこから議論がスタートして、不特定多数にまで広げたときに、本当に同じことが言えるかとか、もっといいやり方はないですかとか、事務局もサポートしつつ、この実証についても、今日、御指摘があったように、本当に水でやるのがいいのかどうかといった、やり方の改善を含め、今日の議論が考えるきっかけにもなったかと思いますので、まずはこれを第一歩に、その後、アンケート結果で、リサイクルにいいですというよりは、本筋として、製品に対する理解に誤解がなかったかというところが、規制という観点から一番大事なかなと思って

いますので、事務局でもきちんとフォローしていきたいと思います。

○西村委員 当たりの実験と決めの実験とあって、ここは決めだと思っていたのです。今回、当たりだけけれども、次に行けるための、聞き取らなければならないデータは取るということが、見ている設計されていないのです。この資料だけだと分からない。ここでぬかりがあると、結果的に、早く出し過ぎたときは次ができなくなるということです。ぜひともそこを見ていただいて、いろいろ委員の先生方の御意見を聞きながらやっていくのがいいような気がします。以上です。

○安念委員長 希望的観測かもしれないけれども、マーケティング命の企業さんなのだから、そこら辺はさすがにぬかりはないだろうという先入観で見えていたのですけれどもね。甘過ぎますか。

○西村委員 これはどう見てもどんくさいですよ。ラベルを剥がしていたのがあったら、ラベルを剥がしていく人たちが増えていく、だから行動変容と。こういうこともいいですよねと。こんなことはやる必要はなくて、透明なボックスにラベルを剥がしたものをいっぱい入れておいて、それが増えてどうなるか、それだけで終わりです。

そういうことで動かそうという、情に訴えていく持っていき方では駄目で、何か定量的なものをきちんと見せながら全く誤認なくいける。通販だったらオーケーとなっているわけだったら、ベンディングマシン、全部が水だけしか販売しない、それで同じだったら、全員が同じように販売しなくていいと思うのです。不特定多数にしないでやっていくこともできるのです。何かそういうことを最初からかなり動かせるような検証の組み立て方にしないと、出てきたベンダーが全く使えなくなる可能性があるのです、その懸念です。

○安念委員長 そこは事務局によく御留意をいただきましょう。ありがとうございます。

それでは、どうも御意見をいただいて、ありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。

当委員会として、認定見込みとしている主務大臣の意見は適当とすることに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員長 御異議なしと認めます。ありがとうございました。本委員会としてそのように決しました。

続いて、フォローアップ案件に移ります。

申請者と主務省庁が入室いたしますので、お待ちください。

(主務省庁入室)

○安念委員長 それでは、フォローアップ案件に入ります。

まず、ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する新技術等実証6件のフォローアップを行います。

それでは、主務省庁の経済産業省と法務省から、合わせて5分程度で御説明をお願いいたします。

○蓮井審議官 ありがとうございます。

それでは、まず、経済産業省からでございます。大臣官房審議官経済産業政策局の蓮井でございます。

本日、議題として御指摘いただきました、ブロックチェーン6案件のフォローアップについて御報告させていただきます。

これまで、産業競争力強化法上の債権譲渡特例を活用した社会実装を見据え、ブロックチェーン技術を駆使した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証として6件の認定をさせていただきました。この案件の進捗状況及び通知・承諾の類型について御説明を申し上げます。

この6案件について振り返ってみますと、三菱UFJ信託銀行株式会社、アクセント株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、オーナーシップ株式会社、株式会社BOOSTRY、レヴィアス株式会社、これらの各事業者が実証を行ったものでございます。

これらの案件の目的としましては、産業競争力強化法第11条の2の債権譲渡の通知等に関する特例の要件を充足し得ることを確認するため、各事業者のシステムが円滑に稼働するかどうかの検証を行ったものでございます。

各案件でございますが、確定日付のある証書による通知・承諾と併用する形、要するに、民法の原則と併用する形で、情報システムによる通知・承諾を実施しておりますけれども、案件ごとに通知・承諾の実施方法は異なっているため、それを御説明いたします。

一番左側の三菱UFJ信託銀行株式会社でございますけれども、ブロックチェーン上の債権譲渡人のノードから債務者のノードに対してトランザクションを配布することで通知を行っているということでございます。

2番目のアクセント株式会社ですが、ブロックチェーン上の記録という形で承諾を行っています。具体的には、債務者がシステム上において債権譲渡の承諾を行うと、ブロックチェーン上に債権譲渡承諾がされた日時及びその内容の記録が作成され、それを承諾とみなすというものでございます。

3番目の株式会社みずほフィナンシャルグループでございますが、ブロックチェーン上のブロックの生成という形で通知・承諾を行っています。すなわち、通知につきましては、債権譲渡人の署名、承諾については、債務者の署名によってブロックが生成され、それが通知の受取者であり、債務者や承諾の受取者である債権譲渡人・債権譲受人のアカウントで閲覧可能になったことをもって通知・承諾と評価できると整理してございます。

4番目のオーナーシップ株式会社でございますが、システム上で承諾する連絡を表示させます。すなわち、債務者が、債権譲渡人に対して、トークンの移転による債権譲渡を承諾する旨をマイページ上で表示させるというような形で承諾を行っています。

5番目の株式会社BOOSTRYでございますが、ブロックチェーン上の記録という形で通知・承諾を行っています。具体的には、債権者のトランザクションがブロックチェーン上に記録されることや、債務者のトランザクションがブロックチェーン上に記録されることを

もって、それぞれ通知・承諾と評価可能でございます。

6番目、レヴィアス株式会社でございますが、アプリ・システム上の通知という形で通知・承諾を行っております。具体的には、債権の譲渡人から仲介事業者、仲介事業者から債権譲受人に、それぞれ債権譲渡された際、債務者に対してアプリ上で通知が送信されます。債務者は、通知を受領した後、システム上で債権譲渡を承諾するという処理を行うものでございます。

次に、5年間保存の記録媒体について申します。同じく、産競法上の債権譲渡特例につきまして、省令で、債権譲渡の通知等の記録保存及び改変防止のための措置を規定してございます。この中で、債権譲渡の通知などがされた日時等の記録事項を記録した通知等記録を5年間保存することを義務づけております。この5年間保存を行う記録媒体につきまして、三菱UFJ信託銀行株式会社、アクセンチュア株式会社、株式会社BOOSTRY、レヴィアス株式会社は、ブロックチェーン上で記録します。他方、オーナーシップ株式会社はデータベースで保存しております。株式会社みずほフィナンシャルグループは、双方を併用して保存しております。ここではブロックチェーンと一概に表示してはいますが、各社のシステムは、三菱UFJ信託のProgmatt、アクセンチュア株式会社のSTOソリューション、レヴィアス株式会社のLEVIAS Chain等々、案件によりシステムが異なるということにも御留意いただければと思います。それぞれ各案件の現時点の状況でございますけれども、全ての案件の実証は終了しているところでございます。6案件のフォローアップに関する御報告は以上です。

○安念委員長 ありがとうございます。

それでは、法務省は笹井参事官、どうもお待たせいたしました。よろしく願いいたします。

○笹井参事官 よろしく申し上げます。こちらの6案件の進捗状況につきましては、今、経済産業省から御報告いただいたとおりでして、内容的にも詳細に御説明いただきましたので、私どものほうから特に付け加えることはございません。

○安念委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御発言をいただければと存じます。

増島先生、佐古先生の順番でお願いします。

○増島委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。それぞれ無事に実証が完了したということで、良かったかなとは思っています。

この債権譲渡の通知・承諾のデジタル完結について、現状、産競法の認定申請をすると、とりあえずサンドボックスに入ってくださいという教示がなされまして、そちらで実験の様子を見てみて認定するといった、そういう実務感が現状あるのですけれども、このようなルーティンは引き続き実施していくのでしょうか。同様のプロジェクトがどのぐらい追加で出てくるのかというのがちょっとありまして、特に、ブロックチェーンを用いたトークンについては、債権譲渡方式でないような方式が、今、模索もされています。他方で、

債権譲渡の通知・承諾のデジタル完結は別にデジタルトークンに限定した課題ではないので、今後は他にもシステムが出てくるかもしれないなど思いながら、これからの見直しをお伺いした次第です。

○安念委員長 ただいまの御質問は、経産省に伺えばいいですね。

○増島委員 そうですね。

○安念委員長 では、蓮井審議官、お願いします。

○蓮井審議官 ありがとうございます。御指摘は、恐らく、サンドボックスが前置になっていて、それで、やってから債権譲渡特例の新事業活動に行っているような運用になっていないかという御指摘だと思います。それで事業者さんの負担が若干増えていないかという御指摘だと思います。

これは、御指摘のとおり、新事業特例を活用する場合、これは新事業特例制度全般の要件としまして、新事業活動が円滑かつ確実に実施されるというところを求めています。これを、例えば、このブロックチェーンを使った債権譲渡特例にする場合に、システムが円滑に作動するかどうか検証するという観点で、サンドボックス制度を活用して検証しているということかと思えます。

もちろん、先生のおっしゃるとおりでございまして、必ずしもサンドボックスを前置しなければいけないということは、おっしゃるとおり、どこにも書いていないわけございまして、もちろん、事業者の方で、円滑かつ確実に実施できる、運用も回りますというようなことがちゃんとお示しいただけるのであれば、最初から新事業活動のほうに進んでいただくのは当然あり得る話だと思います。

その上で、もちろん、事業者として、まず、サンドボックスのほうで、一度どのように回るのかを検証してみたい、ということであれば、それはそれでやっていただくということだと思います。

いずれにしても、私どもとしては、もともと、制度を立案した際も含めてでございますけれども、規制改革を進めるに当たって、極力、規制改革に行くまでのリードタイムというのはなるべく減らしていかなくてはいけないというのが基本でございますので、そういった観点で、事業者の事情をよく伺いながら、ふさわしいやり方というのを適宜アドバイス等させていただいている状況であります。もしその中で、「まず、サンドボックスでやってください。」という方に押し込むのではなく、むしろ適切な方法で、なるべく事業者の負担にならないように、負担をなるべく少なくする方向で引き続き運用したいと思っています。

○増島委員 ありがとうございます。現状のサンドボックス実証のやり方は、通知・承諾を古い紙ベースで取りつつ、「システムも回っていますね。」という話をしているみたいな形になっているので、サンドボックスに入れると、システムが動くことを認定前に行政でモニタリングできるという意味で、透明性は高まるのかなと評価することもできると思います。どのぐらい実験をモニタリングできているのか分からないので、透明性が高ま

っているのか分からないですけれども、プロセスなく認定するという話よりは透明性は高まるかなという評価がありうるわけです。一方で、「サンドボックスに入れずにやってみました、うまくいきました。」という報告があつて認定申請されるという流れと、サンドボックスに入れたうえで報告を受けて認定申請されるという流れとの間で、どのぐらい有意に物事が変わるのかなというのが少しありまして、「実際のところどんなものなのだろう。」という点が分からなかったため、お伺いをしたという次第でした。

○安念委員長 ありがとうございます。

それは、前置主義ではないということは、はっきりしているわけですね。ありがとうございます。

○増島委員 ありがとうございます。

○安念委員長 佐古先生、いかがでしょうか。

○佐古委員 私は、制度面ではなく、技術面のところで発言します。資料では、例えば、5年間保存の記録媒体で、ブロックチェーンかデータベースかと書いていただいていますけれども、そもそもブロックチェーンが何なのかという定義が、特に学術的にもあるわけでもなく、彼らが彼らのシステムをブロックチェーンと呼んでいるという以上の意味はないと思っています。このように比較の表で出てくると、「ブロックチェーンだから、審査が通ったんだ。」というような見え方になってしまうことを懸念しているということをお伝えさせていただければと思います。以上です。

○蓮井審議官 ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。ブロックチェーンならば良いというようなイメージとか、あるいは文言ではなく、あくまで情報システムとして債権譲渡に関わる特例のやり方というものが、ちゃんと円滑かつ確実に回っているかどうか、それを検証して、それが法律上の要件に該当することによって、新技術活動でもオーケーになりますよということを検証するということだと思いますので、佐古先生の御指摘を踏まえて、我々もよく検証したいと思います。ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。他に御発言の方はいらっしゃいますか。小黒先生、どうぞ。

○小黒委員 まとめていただきまして、ありがとうございます。この通知の特例なのですが、これをやっていて、全体を俯瞰して見たときに、どういう課題が見えてきているのかが少々分からなかったのですけれども、その辺を御説明いただくことは可能でしょうか。全体として見える課題というか、もしくはメリットです。

○蓮井審議官 ありがとうございます。もともと、事業者さんとしても、先ほど増島先生から御指摘があったように、紙とかそういったものではなくて、システム上でいいのではないかという御指摘は、もともと事業者も考えてやっておられて、実際に、ブロックチェーンなのかシステムなのかというやり方でやっておられますけれども、それについて具体的に何か支障が生じたという話は、特段我々も聞いてございませんので、そういう意味では、まさにそういった手続を電子的なところでやれるようになることによって、大幅なト

ランザクションにおけるコストの削減等に資すると思います。

その上で、様々なシステムがございますので、その中でどれが良いのかという、各事業者の競争領域に関わる部分かと思っておりますので、その中で、良いシステムが選択されていくということかと思っております。

その上で、私どもとしましては、新事業特例があり、さらにそれが制度全体にどのように効果を与えるかということも、評価委員会の皆様にも御評価いただきながら、今後、さらに規制改革も含めて検討したいと思っております。

○安念委員長 よろしゅうございますか。

○小黒委員 委員のほうでも評価するのはあるのだと思うのですがけれども、現時点で、経済産業省でどのように見ていらっしゃるかというのを少しお願いします。

○蓮井審議官 失礼しました。それについては、私どものほうで、今のところ、この運用で、例えば、ブロックチェーンで、こういうところでトラブルや支障があった、という話は伺っておりませんので、そういう意味では、一定の期間ではございましたが、それなりに、ブロックチェーンなどの新しい技術を活用して、債権譲渡の特例という、従来のコンベンショナルなやり方だけではなく新しい技術を使うやり方でも、十分システムとして稼働していけるのではないかという検証はかなり進んでいるものと認識しています。

ただ、例えば、5年間のデータを保存しなくてはいけないとか、それから、ISOをちゃんと取得しないといけないとか、こういったところは実際取得しなくてはいけないとか、本当に5年間保存できるのだろうかというところについて、さらによく検証が必要な部分もあるかと思っておりますけれども、それについても、特段、今のところ、取るべきものは取れば良いということでしょうし、これによって問題が生じているという話は聞いてございませんので、むしろ早期に、次のステップに進んでいただければということは考えているところでございます。実際に、この資料の中の事業者の中にも一部、次の新事業特例のほうに進もうとしている事業者さんがいると伺っています。

そういう意味でも、こういったシステムがより円滑に回っていくと同時に、「何かトラブルがあったときにどうするのか。」というところも含めて、我々も検証しながら規制改革を進めていければと思っています。

○小黒委員 ありがとうございます。

○安念委員長 ありがとうございます。指名債権譲渡は、もともと内容証明郵便でやっていたのですからね。だから、そのメリットはもう説明するまでもないという世界なのではないかと私は思っていました。小黒先生、御指摘をいただきまして、ありがとうございました。他に御発言の方はいらっしゃいませんか。

それでは、主務省庁の皆様はここで御退席をお願いしたいと思います。

次の案件についても出席される経済産業省の皆様は会議室の外で待機をお願いします。次の案件の準備が整いましたら事務局でお声がけいたします。

委員の皆さんは少しお待ちください。

(主務省庁退室)

○安念委員長 それでは、事務局より、当委員会の対応について御説明をお願いいたします。

○岡田企画官 ただいまのフォローアップ案件について、経済産業省・法務省から説明がございました。委員の皆様におかれては、当委員会として、今後の対応について御意見があればお願いいたします。

○安念委員長 何か御発言いただくことはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。当委員会として、本案件について、今後も必要に応じて主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していくこととしてはいかがかと存じます。特に、実際にコマースライズするというか、商用展開できるのかという点は、何人かの先生方から御指摘をいただきましたので、その点にも注視しながらフォローアップを継続していくのがよろしいかと存じますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念委員長 それでは、異議なしと認めます。当委員会としてそのように決しました。

次の案件の準備をいたしますので、各委員は少しお待ちください。

(申請者、主務省庁入室)

○安念委員長 岐阜県の関係の皆さん、それから、厚生労働省の関係の皆さん、大変お待たせいたしました。申し訳ございませんでした。

次の案件に移ります。本件は、昨年8月の第5回新技術等効果評価委員会で、委員の皆様のお審議をいただいた、岐阜薬科大附属薬局における災害対策医療品供給作業を用いた過疎地域における調剤モデルに関する実証のフォローアップです。それでは、新技術等を実証・実施した、岐阜薬科大学附属薬局の林先生から5分程度で御説明をお願いいたします。

○林氏 岐阜薬科大学の林と申します。よろしく申し上げます。

今回は、災害対策医薬品供給車両を用いた過疎地域における調剤モデルに関する実証について御報告いたします。まず、この車両なのですが、2011年の東日本大震災で、こちらは宮城県女川町立病院の様子なのですが、病院の1階が津波で損壊したということで、通常、病院の1階には薬局がございますので、そちらも損壊いたしました。通常、私たち薬剤師が患者さんに薬を投与するときには、粉薬とかは、このようなたんびんとか分包機といった設備を使って投与するのですが、東日本大震災のときは、こういった設備が被害を受けたということで、薬があるのに患者さんに投与できないといったような事例がございました。そこで、この災害対策医薬品供給車両といったものが、宮城県で震災の翌年に開発されまして、これはキャンピングカーを改造した移動型の調剤室を備えた車両になります。これが初めて活動したのが熊本地震ということで、熊本地震では、こちらの車は、当時3台が活動しまして、私ども岐阜薬科大学の教員も活動に参加いたしました。この熊本地震

の翌年、岐阜薬科大学は、研究・地域貢献を目的として、モバイルファーマシーを導入いたしました。モバイルファーマシーについては、熊本地震をきっかけとして導入が進んだのですが、全国でどのぐらい導入されているのか、こちらは、私どもの研究室で調査したところ、回答率は100%ではないので実数ではないのですが、約20台程度の導入にとどまっているといったことがありました。導入しない理由としましては、お金の問題と人の問題、それから、ふだん使えない、平時の利用制限があるから導入しないといった意見がございました。ふだん使えない理由としましては、薬剤師法の規定で、薬剤師は薬局以外で調剤してはならない。あるいは、薬機法、それから、薬局等構造設備規則で、この車両を、以下、モバイルファーマシーと呼ばせていただきますが、モバイルファーマシーは、構造設備上、薬局としては認められていない等、災害時しか利用できないなどの制限がございます。そこで、災害時以外でも使える道を見いだせば普及が進むのではないかとといったことを考えまして、過疎地での利用を考えまして、今回、この過疎地域における調剤モデルに関する実証を申請させていただいて、昨年8月30日に認定をいただきました。

実施したところは、岐阜県岐阜市の北部にあります岐阜県山県市です。特に、この山県市の北伊自良地区といったところでは、交通の手段も不便で、バスが1日6本のみで、65歳以上の方が人口の37%でしたけれども、車のない高齢の方には非常に不便な地域となります。写真で見るとこのような感じで、山に囲まれた農村地帯です。こちらは無医村というわけではなくて、伊自良北診療所という公設民営の診療所が1か所ございます。こちら、診療時間は火曜と金曜の夕方1時間のみということで、これは町のほうから医師が1名出張してきて診療しています。こちらは、近くに薬局がなく、近隣の薬局まで9キロということで、車がないととても行けないということですので、院内調剤として、医師は手持ちの薬を患者さんに投与するといったことをやります。1日大体3～6人程度の受診がございます。今回、私たちは、地域の住民は医薬分業のメリットを享受できていないといったことから、無薬局地域において車両を活用して、医師の薬剤選択の幅の拡大、それから、薬剤師による医薬品管理や服薬指導といったことで「医療の質の向上」「医師の負担の軽減」を実現できるかどうかを実証いたしました。

この実証では、2022年9月の1か月間は、比較対象としまして、診療所に薬剤師を派遣する院内調剤の形を1か月実施し、10月から3月までの6か月間で、診療所の隣接地に車両を用いて処方箋調剤、いわゆる調剤薬局のような形で調剤を行いました。こちらはそのときの様子なのですが、車両の横に車両に附属のテントを持ってきて、こちらを患者さんの服薬指導スペース、社内の様子は、右下のような感じで、普通の薬局とか病院の調剤室とほぼ同等の機能を備えているという状況になります。

こちらは、先ほど最初に申しました粉薬です。これを調剤しています。それから、車両の横で患者さんに薬の説明を薬剤師が行っています。結果としまして、この期間中に、診療所で処方箋を発行された患者さんは延べ96人全員から同意をいただきまして、実証に参加していただきました。保険調剤が95枚、その他2枚というのは交通事故の処方箋になり

ます。このうち、97枚の処方箋のうち13枚の処方箋については、薬剤師から処方医に対して疑義照会、処方箋内容について尋ねるといったことを行いまして、全てにおいて薬剤時の提案どおり処方に変更されております。

そのほか、高齢の方ですと、たくさん飲んでいらっしゃる方、一包化とあって、1つの袋に1回分をまとめるような調剤を、延べ15人の患者さんに行っております。このうち、1名の患者さんについては、ほかの診療所で処方され、ほかの薬局で調剤された薬の飲み方が分からないということで、それを持ってきていただいて一包化を実施するという、保険調剤上は外来服薬支援料1に該当する行為なのですが、そちらの指導も実施したり、あと、小児患者さんの対応も行ったりしました。あと、薬剤師による啓蒙で、災害時とか相互作用とか、診療に役に立つお薬手帳の持参率が、50%からほぼ100%近くまで上昇いたしました。

結果としまして、我々がこの車両を用いて調剤、服薬指導を行って、医師は診察に専念できて、医師の負担軽減が行われました。在庫にとらわれない処方、きめ細やかな服薬指導、疑義照会による処方変更、それが医療の質の向上に役立ったと見ていました。結果的に、この過疎地域の住民に医薬分業のメリットを享受していただいて、最終的に普及が進めば、これが災害対策にもつながるのでないかと考えております。以上になります。

○安念委員長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様から御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。西村先生。

○西村委員 大変いい結果が出て、私はすごくいいと思ったのですがけれども、検証された中に1つ書いてあった、1か月間、薬剤師を最初に派遣して、それとの比較解析をしてみると。その御説明がなかったような気がしたので、そこでされたものは見られないのですか。

○林氏 アンケートとかインタビュー等を行いまして、例えば、今回は診療所に派遣するという形だったのですが、実際に薬剤師を雇用するとなると難しいという点もありまして、その点でも、当該車両を用いたというのはよかったという意見をいただきました。診療所ですと、診療時間がある程度決まっておりますので、薬剤師は非常に慌ただしくなってしまうと、きめ細やかな服薬指導というのは難しかったというのはございましたが、車両の人員は、ちょっと時間がかかる患者さんは、診療所が閉まった後でも対応することも可能ですので、そういった点ではきめ細やかな対応ができたのではないかと思います。

後は、診療所ですと、診療所の経営上の観点もありまして、あと、医師の考え方とかもありまして、ジェネリック医薬品とか使用があまり進んでいなかったという点が、車両を使うことで、ジェネリック医薬品の活用もかなり進んだというのがあります。

○西村委員 全然否定するわけではなくて、前向きにこれを進めていただくのに、確かに、薬剤師さんを雇うのは大変だけれども、この車に乗っていくという費用を誰が払って、それと比較したときにも、やはり、このやり方のほうが結果的にはいいですよということを引きちんと証明されていくことのほうが、これから、ぜひとも進めていくほうがいいかなと思われました。

やはり、せっかく得られている検証結果を有効に使っていただきたいと思います。

○林氏 コスト面としましては、収入が、患者さんは大体1回当たり、平均2人来たときの収入としましては、一人当たりの薬剤師の技術料としては大体6,000円程度でしたので、薬剤師を何人雇用するかにもよるのですが、ぎりぎりか、ちょっと赤字ぐらいかなと。

○安念委員長 車もメンテしなくてはならないですね。車の値段が幾らか。

○林氏 初期の導入費用に関しましては、今回はそれについての実証はしていないのですが、県の補助を受けるとか、あとは、薬剤師とかで共同所有するとか、そういった道があるのかなと思います。

○安念委員長 ありがとうございます。小黑先生、お待たせしました。

○小黑委員 今回の中間報告、ありがとうございます。

2つ質問があるのですが、1つは、医療制度改革で現在はリフィル処方認められているのだと思うのですが、今回の実証実験でリフィル処方みたいな事例があったのかどうかというのを教えていただきたい。あったら、何件ぐらいあったのかということです。

あと、もう一つは、先ほど別の先生も言われましたけれども、これは従来も委員会のほうでも議論があったと思いますが、都市部でもできるモデルだと思うのですが。今回は過疎地だったということなのですが、都市部でやった場合、どういう効果が見込めそうかというところとか、今回の実証実験の流れの中から読み取れる部分があるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○林氏 ありがとうございます。

リフィル処方につきましては、リフィル処方自体、全国でもなかなか進んでいないところがあると思うのですが、今回の実証部分では、リフィル処方の処方箋はゼロ件でした。

都市部でもできるかどうかですが、技術的には可能だと思うのですが、都市部ですと診療所も毎日やっていますので、薬局を建設したほうがいいのではないかと、個人的には考えています。

○小黑委員 基本的には、いろいろな慢性疾患を抱えている高齢者の方々が多そうなエリアだったので、リフィルが数件ぐらいあるのかなと思ったのですが、今回はゼロ件だったということですか。

○林氏 これは医師の考え方にもよると思うのですが、高齢の方で、恐らく、定期的には医師が診察したいという患者さんが多かったのではないかなと思います。

○小黑委員 でも、もうちょっと人数が増えたエリアとかでやれば、多分出てきますよね。

○林氏 おっしゃるとおりだと思います。

○小黑委員 あと、2点目のほうとか、もし何かあればお願いします。

○安念委員長 2点目は、都市部での展開の可能性ということですね。

今の林先生のお答えでは、薬局をつくってしまったほうが早いのではないかとお答えになったところですよ。

○林氏 今回の車両を用いた場合、恐らく都市部でやるとなると、1か所にずっととどまってやるということになって、今回、車両というのは移動できるというメリットがありますので、都市部でやれば、固定の薬局のほうが患者さんにとってメリットかあるのではないかなと思ったのです。実施する側としても経済的なコストからも。

○小黒委員 都市部といっても、名古屋市とか横浜市とか東京の23区とか、そういうイメージではなくて、例えば新潟市とか中規模クラスがありますよね。そういうところだと、結構家も離れていたりとかして、それなりの都市にはなっているのだけれども、薬局に行くよりは来てもらったほうが、地域内で営業している既存の薬局が幾つかあると思うのですけれども、そういうところに行くよりは来てもらったほうが便利だということもあると思いますので、そういうイメージです。

○林氏 我々がおります岐阜市などは、お考えの都市の大きさかなと思うのですが、岐阜市でも、診療所があって薬局がないという地域はほぼありませんので、もちろん、そういった地域があれば活用の可能性はあるかと思うのですが、そういった地域になると、山間部ぐらい。実は、今回の山県市も、岐阜市街地から車で30分程度のところにして、町からちょっと離れたところの山のほうだとそういったところがあるのです。

○小黒委員 岐阜市だと、そうかもしれませんが、例えば新潟県とかでは、積雪があっても高齢者の方々が病院に行く事例があります。これはニュースで報道もされていましたが、どうしても必要な薬を取りに行くために、雪が降りそうなときでも行って、戻ってくる時に豪雪になってしまって運転していた車に閉じ込められて亡くなってしまった人とかの事例もあります。だから、そういう事例への対応としてニーズはあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。取り敢えず、情報までですが、ご回答ありがとうございました。

○安念委員長 巡回診療というアイデアがあるのなら、何というか、薬のデリバリーというニーズは、あるといえはあるのでしようけれどもね。今後の展開、可能性の中の一部でしような。ありがとうございました。他にいかがでございますでしょうか。どうぞ、板東先生。

○板東委員 厚生労働省のほうに御質問させていただければと思います。今回、過疎地域でこういう取組のメリットが実証されていると思いますし、先ほどのお話のように、これは自治体などが支えていかないと駄目だと思いますので、そんなに一挙に広がって可能性はあるというものではないかもしれませんが、非常にニーズある分野かなと思います。

この辺りについては、こういうものであれば認めていくよという流れとして、厚労省としてはお考えなのか。先ほどの都市部での展開ということでは大きなジャンプがあるので、ある意味で制度的な問題につながるという可能性もあって、検討をすべき点多いのかと思いますけれども、今回と同じようなケースであれば、基本的には認められていく、広がっていきけるということで、厚労省としては考えてよろしいでしょうか。

○山本審議官 御質問、ありがとうございます。厚生労働省の審議官、山本でございます。

今のお尋ねは、いわゆる山間僻地のような、医療アクセスが地域の住民の皆様には少し大変なところ、診療所はあるけれども、薬局がないといった今回のようなケース、あるいは無医村、そういうお話を前提にしての必要可能性というか、今後何か政策に入れていけるかどうかというお尋ねだと思います。

基本的に、山間僻地あるいは離島とか、様々ございますので、これに限らず、いろいろなことを考えていかなければいけないと思っております。これも1つのツールとなり得ると思っております。

一方で、今回御発表いただいた内容のさらにもう少し具体のデータをいただいて、あるいは薬剤師の派遣と比べて、まず、私どもとしては医療の質が充実したのかどうか、安全に展開できたのかを確認したいと思います。医療の質がどう充実したのかについては、例えば診療所で、お医者様が在庫の限りで出すよりもいいことが医療としてあったかというのが1つありますが、1点目として、まず、安全にきちんとできたかということ。次に、患者さんが受ける医療の質が、プラスアルファがあったのか。それから、それに伴ってというか、一方で、患者さん目線で、例えば医療費の自己負担等が恐らく変化していると思うのですけれども、そういったことがどの程度になったか。その次が、コストパフォーマンスの分析。そういう点で、車両の維持費とかガソリン代とか、そういったことも、このスタイルだと伴ってまいります。それから、例えば、現地に診療所が1時間開設しているという前提のときに、医療従事者が何人現地に入るというような人件費の問題も含めて、いろいろコスト分析をすると非常に興味深いところがございます。そういったことを、今後、もし可能であれば、ぜひ実施者の先生方から、可能な範囲で、データが取れた範囲で教えていただいて、それで、我々としても検討していきたいと思っております。3点目のコストパフォーマンスの分析は、地域で、あるいは地域の患者さんから、その地域に合っているかどうかというのと、それから、コストの受入れは可能かということが、多分選んでいただくときに必要になってくるのだと思っております。

今、オンライン服薬指導とかオンライン診療とか、違うスタイルもございます。それから、先ほどお話に出てまいりました、診療所の薬剤師さんを派遣する。これも1つの選択肢だと思っております。もちろん、在庫の範囲に制限がかかると思うのですが、メリットデメリットがあるのが現実ですので、そういった幾つかの選択肢の中で、地域でどれが合うかということを検討していくことも非常に重要なことだと思います。

そういう意味で、検討していき得ると思っております。もう少し具体のお話を教えていただくのが大変ありがたいと思っております。長くなりました。

○板東委員 ありがとうございます。先ほど、医療の質のところでは、結構いろいろ質を上げたというケースを、今回、実証していただいたのかなと思います。それから、コストの問題、それから、ほかの選択肢との兼ね合いという問題は、ある意味では、それぞれの地域における選択ということも、実際の支援も含めてあると思っておりますので、そういう選択

肢を広げていくということは、これから、いろいろな地域の実情に合わせた医療の充実という上では必要になってくるという感じがします。岐阜県の場合は、岐阜薬科大学が公立の大学としてあって、そういう地元の支援などもあるということで、ある意味で恵まれている条件もあるのですけれども、将来的にはこういう選択肢は、ある意味で、ほか選択肢から見ても有効だということではないか。言いたかったのは、弊害がないのであれば選択肢を広げていくということは必要なのではないかということです。

都市部の問題は、いろいろなことを考えていかないといけない問題はあると思いますが、過疎地域、山間部については、やはり選択肢を広げていくということも非常に重要だと思っておりますので、厚生労働省としてもできるだけ対応をお願いしたいと思います。

○安念委員長 それでは、岐阜薬科大学さんからも積極的に情報提供をしていただきましょう。疑義照会が13%あるのだから、やはり大変だなと。量を1桁間違ってしまうなどということもあると私は聞いています。そこは薬剤師さんがモニターしていないといけないですね。

○林氏 最初のうちは、医師がちょっと慣れていなかったもので、形式的な問合せというのはあったのですが、中には、患者さんが医師には話しにくいということで「先生には話していないのですが」といったようなことで、それは重要なことなので、もう一度診察してもらって、薬が追加になったという事例もございました。あとは、実際、飲み忘れが多くて、薬がいっぱい余っているという、そういったところの調整は何点かありました。

○安念委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。ありがとうございます。それでは、事業者、主務省庁及びオブザーバーの皆様は、ここでオンライン会議より御退席ください。

(申請者、主務省庁退室)

○安念委員長 それでは、事務局より、当委員会の対応について御説明をお願いいたします。

○岡田企画官 ただいまの案件について、実証実施者である岐阜薬科大学の林先生及び主務省庁である厚生労働省から発言がございました。委員の皆様におかれては、当委員会としての今後の対応について、御意見があればお願いいたします。

○安念委員長 いかがでございますでしょうか。何か委員の皆様から御発言があればお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。当委員会として、本案件について、今後、必要に応じ主務大臣等に対して報告を求め、フォローアップを継続していくこととしてはいかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○安念委員長 よろしゅうございますか。

それでは、御異議がないものと認めます。ありがとうございます。当委員会としてそ

のように決しました。

本日の議事は以上となります。本日も活発に御審議をいただきまして、ありがとうございます。

続いて、事務連絡に移ります。事務局より御説明をお願いいたします。

○岡田企画官 事務連絡ですが、次の委員会の開催日については、追って事務局より御連絡させていただきます。

次に、規制のサンドボックス制度の活用に向けた取組の進捗状況について簡潔に御報告させていただきます。

昨年、委員の皆様からいただいた意見も踏まえて、周知・広報を通じた認知度の向上や案件の発掘、情報提供機能の強化、各省庁との連携・情報共有の強化、外国企業への情報提供と支援、の4つの活動に重点的に取り組んでまいりました。

特に、周知・広報については、スタートアップ関係団体やアクセラレーター等をターゲットとして周知するとともに、これらの者が主催するイベント等において関連制度を説明することにより、この制度の利用が多いスタートアップを中心に周知・広報を強化・拡大しております。

また、情報提供についても、規制のサンドボックス制度のホームページ上のコンテンツの追加・アップデートや関係資料の作成のほか、内閣官房一元窓口をユーザーフレンドリーなものにするべく、ホームページの使いやすさを改善しておりますし、一元窓口と関連制度とのリンクを整備するなど、制度横断的な情報提供を進めております。

また、委員の皆様には様々御相談させていただきつつ、引き続き制度活用に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

その他、経済産業省の方からも1件あると聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○石井室長 ありがとうございます。経済産業省の新規事業度創造推進室長の石井でございます。規制改革について、様々なツールがあるにもかかわらず、何か伝わっていない。これは規制改革に限らず、我々行政に通ずる共通の問題だと思っておりますけれども、それを少しでも分かりやすく伝えるためにガイドランスを作成しました。

サンドボックス、グレーゾーン、新事業特例等々のツールの説明、プラス、ルールメイキングについて進めていきたいと思いますという機運醸成のために作成しております。

ツールの紹介ということで、相談をするときには、新市場創出タスクフォースとか、内閣官房一元窓口がありますとか、あるいは、公式に照会するときにはグレーゾーン解消制度、ノーアクションレターがありますとか、こういった話が載っています。既存の特例を変えていこうというときには新事業特例、それから、国家戦略特区、それから、各省庁の大臣特認制度。それから、データを取って新しいところを変えていこうというときには、規制のサンドボックス制度がある。

それから、その他、もろもろの制度、それから、自治体の制度、要望の提出としてきて規制改革推進会議ということになると。そういうことで、こういったことも、一覧性があ

る形で、少し分かりやすく伝えるように冊子をつくっております。

我々としてはこういう冊子をオンラインで配信したり、いろいろなイベントで配ったりしながら、規制改革、ルールメイキングのコミュニティーを後押ししていきたいと思っております。以上でございます。

○岡田企画官 ありがとうございます。事務連絡は以上でございます。

○安念委員長 ありがとうございます。これは本当に力作でして、これを読むと、我々が何をしているのかよく理解できるのです。どうもありがとうございました。

それでは、委員会はこれをもって終了いたします。どうもありがとうございました。